

I . 事業評価総括表(令和2年度)

(単位:円)

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接交付金事業者名	交付金事業に要した経費	交付金充当額	備 考
1	地域活性化措置	可児市立兼山保育園 運営事業	可児市	11,109,373	5,555,736	

(備考)事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

Ⅱ. 事業評価個表(令和2年度)

番号	措置名	交付金事業の名称			
1	地域活性化措置	可児市立兼山保育園運営事業			
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		可児市			
交付金事業実施場所		可児市兼山内			
交付金事業の概要		園長及び保育士(全7人分)の人件費			
交付金事業に関する主要政策・施策とその目標		【主要政策・施策】 可児市政経営計画(令和2年度～令和5年度) 重点方針② 子育て世代の安心づくり ・保育園の入園調整・措置 ・保育士確保等運営管理 ・施設整備による保育環境の向上 ・給食調理業務 【目標】 保育園の待機児童数0人(令和2年度)			
事業開始年度		令和2年度	事業終了(予定)年度	令和2年度	
事業期間の設定理由		事業終了後早期に事業を評価するため。			
交付金事業の成果目標及び成果実績	成果目標	成果指標		単位	評価年度 令和2年度
	保育園の待機児童数0人(令和2年度)	待機児童数＝入園希望児童数－入園児童数	成果実績	人	0
			目標値	人	0
			達成度	%	100.0
	評価年度の設定理由				
	事業終了後早期に事業を評価するため。				
	交付金事業の定性的な成果及び評価等				
	・兼山保育園において、円滑に保育を実施しました。 ・園庭開放等地域との関わりを通し、未就園の子ども・家庭の支援を行いました。 保育ニーズは継続して高まっていますが、認可保育園や地域型保育園の小規模保育園を整備することで、令和2年12月時点の待機児童は0人となっており、目標を達成している状況です。少子化が進行する中、子どもたちがくつろいだ雰囲気の中でいろいろな欲求を満ち、豊かに伸びてゆく可能性を引き出し、望ましい未来を創り出す力の基礎を培うための大きな役割を果たしており、必要不可欠な事業となっています。				
	評価に係る第三者機関等の活用の有無				
	無				

交付金事業の活動指標及び活動実績	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	保育士の雇用量 (雇用人数(人)×雇用期間(月))		活動実績	人月	36	42	42
			活動見込	人月	36	42	42
			達成度	%	100.0	100.0	100.0
交付金事業の総事業費等	平成30年度	令和元年度	令和2年度		備考		
総事業費	10,035,600	11,309,933	11,109,373				
交付金充当額	5,408,688	6,830,016	5,555,736				
うち文部科学省分							
うち経済産業省分	5,408,688	6,830,016	5,555,736				
交付金事業の契約の概要							
人件費	契約の目的	契約の方法	契約の相手方			契約金額	
		雇用	園長1名、主査保育士1名 主任保育士2名、保育士3名			11,109,373	
交付金事業の担当課室	こども健康部こども課						
交付金事業の評価課室	こども健康部こども課						

(備考) (1) 事業ごとに作成すること。

(2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。

(4) 交付金事業に関係する主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている自治体の上位政策・施策とその目標を記載すること。

(5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。

(6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する自治体の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に定性的な成果を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に定性的な成果及び評価を記載すること。

(7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。

なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。

(8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途報告を行うこと。

なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。

(9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。

(10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。

(11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。

(12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

(13) 交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。